

猟犬管理についてのお願い

狩猟、訓練等で迷い犬になり、保護される猟犬が多数おり、大きな問題になっています。

はぐれた猟犬が人に危害を与えたり、家畜や野生鳥獣を襲うこともあります。過去には、県内において小学生が猟犬に襲われて死亡するという痛ましい事故も起きています。

また、その多くが狂犬病予防法に定められている鑑札・狂犬病予防注射済票を装着していません。

所有する猟犬の管理は厳重に行い、愛犬が迷い犬にならないよう気をつけてください。

*** 飼い主（管理者）が実施すること ***

狂犬病予防法に基づく予防注射の実施、鑑札・済票の首輪への装着

*登録・狂犬病予防注射についてはお住まいの市町村担当課にお問合せ下さい

飼い主の住所、氏名、連絡先を明記した迷子札の首輪への装着

愛犬の行方がわからなくなったら、神奈川県動物保護センター等の行政機関に速やかに連絡すること

首輪が取れた場合を想定して、飼い主の連絡先が分るマイクロチップの挿入に努めること

当日の猟犬回収に極力努めること

猟に使えなくなった犬であっても終生飼養すること

鑑札・狂犬病予防注射済票



神奈川県動物保護センター

平塚市土屋401 電話0463(58)3411

業務時間：平日8:30～17:15